

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十五年九月二十五日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山田吉三郎

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団 体の指定の 取消しの届 出をした者 の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の所在地	代表者 の氏名	届出年月日
網屋 信介	衆議院議員	あみしんクラブ	神奈川県川崎市高津区 溝口一―一九―一一― 四〇六	網屋 信介	二五、七、三
服部 圭介	神奈川県議 會議員	はつとり圭介を 励ます圭友会	神奈川県藤沢市高倉四 一六―三	服部 圭介	二五、七、二